

部活動の在り方検討会議設置要領

(趣旨)

第1条 教職員の働き方改革と生徒の健全育成、バランスのとれた学校生活の実現に向け、部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的として策定した「京都府部活動指導指針」の実効性を高めるとともに、指針の周知と取組のフォローアップを引き続き行うに当たり広く意見を求めるため、部活動の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会議は、座長及び委員10名程度で組織する。

2 前項の座長は、京都府教育委員会教育長が委嘱し、その任期は、平成31年3月31日までとする。

3 第1項の委員は、京都府教育委員会教育長が依頼し、依頼する期間は、平成31年3月31日までとする。

(座長)

第3条 座長は、専門分野について必要な意見を述べるとともに、委員から出された意見を全体調整する。

(委員)

第4条 委員は、それぞれの専門分野について必要な意見を述べるものとする。

(関係者の出席)

第5条 検討会議には、意見及び説明を受けるため、必要に応じ関係者を出席させることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月25日から施行する。